

福祉監 第 152-1 号
平成 28 年 5 月 19 日

各老人福祉施設等の施設長 様

埼玉県福祉部福祉監査課長 岡村 和典
(公 印 省 略)

老人福祉施設等における法令遵守の徹底について (通知)

本県福祉行政の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス事業者は、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため法令等の遵守が求められています。

しかしながら、県内の特別養護老人ホームで医師の診断がなく死亡診断書が作成され医師以外の者が交付する事案が発生し、関係法令に抵触するおそれがあるとして新聞報道でも大きく取り上げられました。

各施設の長におかれましても、このようなことが起こることがないように、法令等に従って適切な運営を行うことを徹底してください。

また、職員に対しては、日頃の指導や研修等により、法令遵守の意識啓発を図っていただくようお願いいたします。

担 当

特別調査・指導担当 TEL048(830)3447(直通)

高齢施設担当 TEL048(830)3446(直通)